

シンポジウム実施規程

公益財団法人 国際宗教研究所

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際宗教研究所（以下「本財団」という）の定款第 4 条に基づき、国内外の宗教者、宗教研究者及び宗教に関心を持つ人のための情報提供と相互交流の促進を目的とするシンポジウム事業の実施に関し必要な事項を定める。

(シンポジウム)

第 2 条 本規程でいうシンポジウムとは次のものとする。

2 シンポジウムとは、宗教に関わる現代的課題につき、会員のみならず非会員の参加を得て発表および討論を行うために開催するものをいう。

(開催)

第 3 条 毎年度、原則としてシンポジウムを1回開催する。

(実施)

第 4 条 シンポジウムは担当常務理事が所掌し、常務理事会等の審議を経た後、本財団が運営する。

2 シンポジウム終了後は、その成果を公表する。

(費用)

第 5 条 シンポジウムの参加費は原則として徴収しない。

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。